

徳島市アナログ規制の点検・見直し方針

1 はじめに	- 1 -
2 点検・見直しの目的	- 2 -
3 点検・見直しの推進体制	- 3 -
4 点検・見直しの対象範囲	- 4 -
5 点検・見直しの進め方	- 5 -
6 類型化とフェーズの区分の考え方	- 6 -
7 進行管理	- 10 -
8 施行日等	- 11 -

令和8年1月
徳島市

1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活のあり方が大きく変化している一方、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。

これらのいわゆる「アナログ規制」が広く社会に浸透していることが、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面もあると考えられている。

本市においても少子高齢化が進み、今後、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中で、住民とともに社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることができ不可欠であり、規制や手続の見直しを始めとする構造改革に取り組むことが重要である。

こうした問題意識から、国では、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則（2ページ【参考：構造改革のためのデジタル原則】参照）を提示するとともに、経済社会活動に関する全ての規律を対象に、各規制所管府省庁との連携による点検・見直しを進め、令和6年6月までに国の法令等に係る見直しはほぼ完了したとされた。

本市においても、持続可能な質の高い市民サービスの構築に向け、行政サービスのDX化や、フロントヤード（住民との接点）の多様化・充実化を促進するため、国の動向を踏まえ、条例等に基づく規制の見直しを進めることが必要である。

そこで、本市におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として、「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

2 点検・見直しの目的

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、条例等に基づく市独自のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則（以下「デジタル原則」という。）」への適合性を点検し、規制の見直しに取り組み、本市全体のデジタル化を推進することを目的とする。

本市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、経費の削減が期待されるほか、様々な事務が無人化・自動化されれば、人手不足などの問題解消や生産性の向上とともに、業務の効率化と市民サービス向上が期待される。

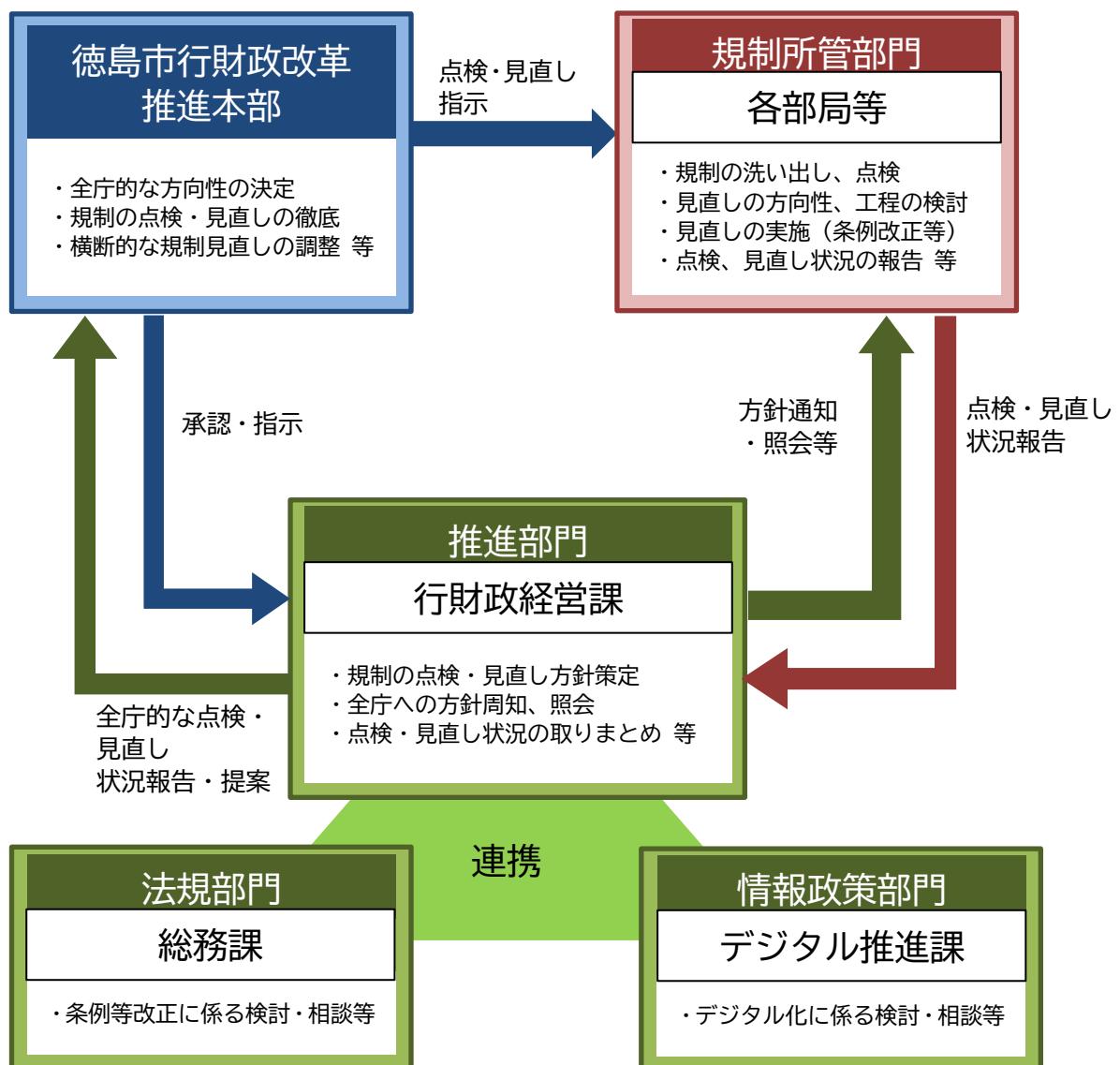
【参考：構造改革のためのデジタル原則】

デジタル臨時行政調査会（令和5年10月6日廃止）において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則 (GtoBtoC モデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

3 点検・見直しの推進体制

徳島市行財政改革推進本部において、全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行う。また、推進部門である行財政経営課、法規部門である総務課、情報政策部門であるデジタル推進課が連携し、点検・見直しの取りまとめ等を行い、各部局等は、規制を所管する部門として、条例等に基づく規制の洗い出し、見直しを進めている。



4 点検・見直しの対象範囲

点検見直し作業については、本市が定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領等）の規定を対象とする。

国の取組において、代表的なアナログ規制7項目及びFD等記録媒体規制をアナログ規制として見直しの対象としたことを踏まえ、本市においても、代表的なアナログ規制7項目及びFD等記録媒体規制に該当する規定を対象とする。

また、当該7項目に該当する規定及びFD等記録媒体規制に該当する規定以外のものについても、国の動向を踏まえて、必要に応じて、点検・見直しを行うこととする。

【代表的なアナログ規制7項目】

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

【フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制】

規制項目	規制の内容
FD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規制	フロッピーディスク、フレキシブルディスク、磁気ディスク、シーディー・ロム、光ディスク等の個別（特定）の記録媒体の使用を定めている規制

5 点検・見直しの進め方

（1）対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な7項目に該当する規制及びFD等の記録媒体を指定する規制）を洗い出す。

（2）規制根拠の分類

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠（国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか、又は市の条例等に基づくものか）を分類する。

【規制根拠の分類の必要性】

国の法令や県の条例等に基づき定める規制は、国や県の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、市の条例等に基づき定める規制は、市自らの判断で主体的に見直しを進められるものになるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明らかにする観点で、分類を行うもの。

（3）規制の類型化・PHASE（フェーズ）の区分

規制根拠の分類後、趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理（類型化）し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階（PHASE、フェーズ）に区分する。

【類型化・PHASE（フェーズ）の区分の必要性】

◆類型化

⇒ 点検・見直しの対象となる規制の趣旨・目的に照らし、同種と考えられる規制については、それらをひとまとめに捉えて類型的に点検・見直しをすることが効率的と考えられるため、類型化を行うもの。

◆PHASE（フェーズ）の区分

⇒ IoT等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化未着手のPHASE（フェーズ）1からデジタル化完了済みのPHASE（フェーズ）3まで3段階にフェーズ分けを行い、デジタル化の度合いを整理するもの。

（4）規制の見直し工程表の策定

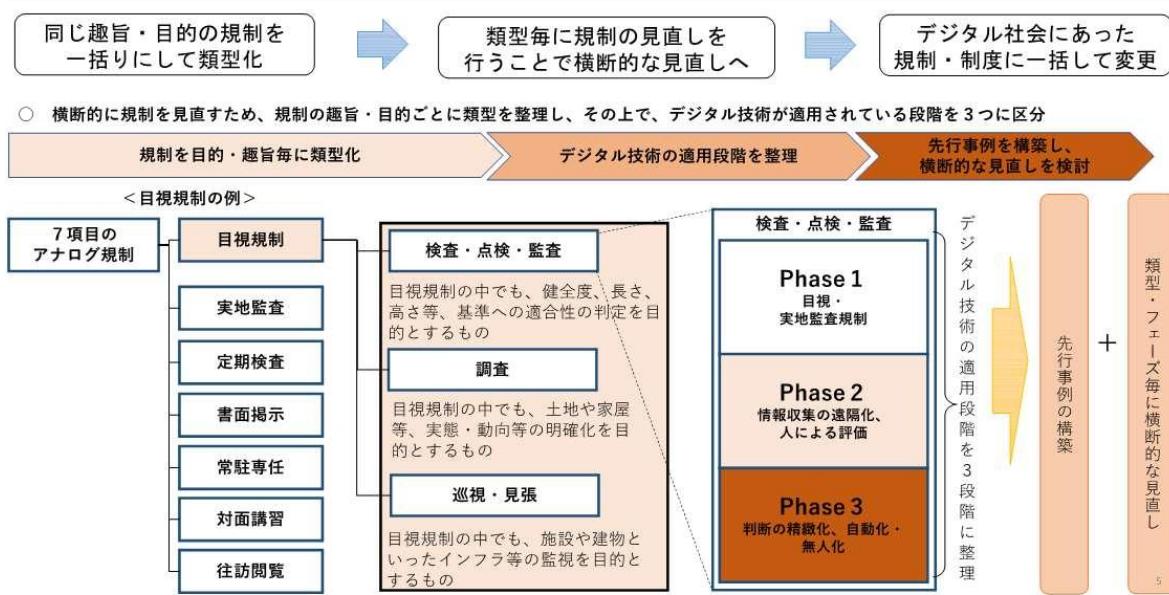
以上により、現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性（要否）、見直し後のPHASE（フェーズ）区分（到達点）、見直し時期等を定めた見直し工程表を策定。

（5）規制の見直しの実施

見直し工程表に基づき、各部局等において条例等の改正を含む見直しを実施。

<点検・見直しの進め方イメージ>

一括的見直しに向けた類型化とフェーズの考え方



出典：第3回デジタル臨時行政調査会（令和4年3月30日）資料：1 デジタル原則を踏まえた規則の横断的な見直しの進捗と課題について

6 類型化と PHASE（フェーズ）の区分の考え方

法令等に基づく規制と趣旨や目的等が類似する規制については、国における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的と考えられるため、規制に当たはめる類型と PHASE（フェーズ）は、国の考え方を準用し、次のとおりとする。

目視・実地監査規制の類型化とフェーズ(詳細)

PHASE1

目視・
実地監査規制

類型1

一定の基準への適合性を判定
検査・点検・監査

- ①法令等により「目視」「実地」「巡回」「見張人を配置」と規定
- ②法令等により「目視等」「見張り」と規定されているが、代替手段が不明確

PHASE2

情報収集の遠隔化、
人による評価

人の介在が不要となる
忠実なアルゴリズム等の
技術の進歩

類型2

実態・動向などの明確化
調査

- ①法令等により「目視」「実地」「巡回」「見張人を配置」と規定
- ②法令等により「目視等」「見張り」と規定されているが、代替手段が不明確

類型3

監視
巡回・見張

- ・情報収集:高精度度カメラ、ドローン、赤外線センサー、オンライン会議システム等を活用した動画、データ等で代替
- ・情報整理:人による整理

- 例)ドローンを活用した被災状況調査

PHASE3

判断の精緻化、
自動化・無人化

- ・情報収集:同上
- ・リスク評価:AI等を用いた画像認識やRPAを用いたデータ診断やビッグデータ分析等による技術支援・精緻化

- 例)橋梁、トンネルなどの道路構成施設の点検におけるAIを活用した外力性診断、3次元可視化

※PHASE2及び3ともに、人力でなければ判断が難しい限定的な場合に限って目視、立入による検査等を実施

定期検査・点検規制の類型化とフェーズ(詳細)

PHASE1

定期検査・
点検規制

類型1

第三者による一定の基準への適合性の判定
第三者検査

類型2

自らによる一定の基準への適合性の判定
自主検査

類型3

実態・動向・量などの明確化
調査・測定

- ①法令等により一律に「年一回」「月一回」「日一回」等と規定
- ②法令等の但し書や認定制度等で定期の検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

PHASE2

デジタル技術の
活用による
規制目的の達成

人の介在が不要となる
忠実なアルゴリズム等の
技術の進歩

「新たな規制の在り方の検討」

- 現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

「民間の技術の積極的な活用」

- 技術力タログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化(民間の研究開発・参入を促進)
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

PHASE3

定期の検査・調査・
測定の撤廃

○定期調査・測定規制の
撤廃

常時・遠隔監視等や、高度な
管理を行う事業者の認定制度等で代替

○定期調査・測定規制の
撤廃

常時・遠隔監視等や、高度な
管理を行う事業者の認定制度等で代替

○定期調査・測定規制の
撤廃

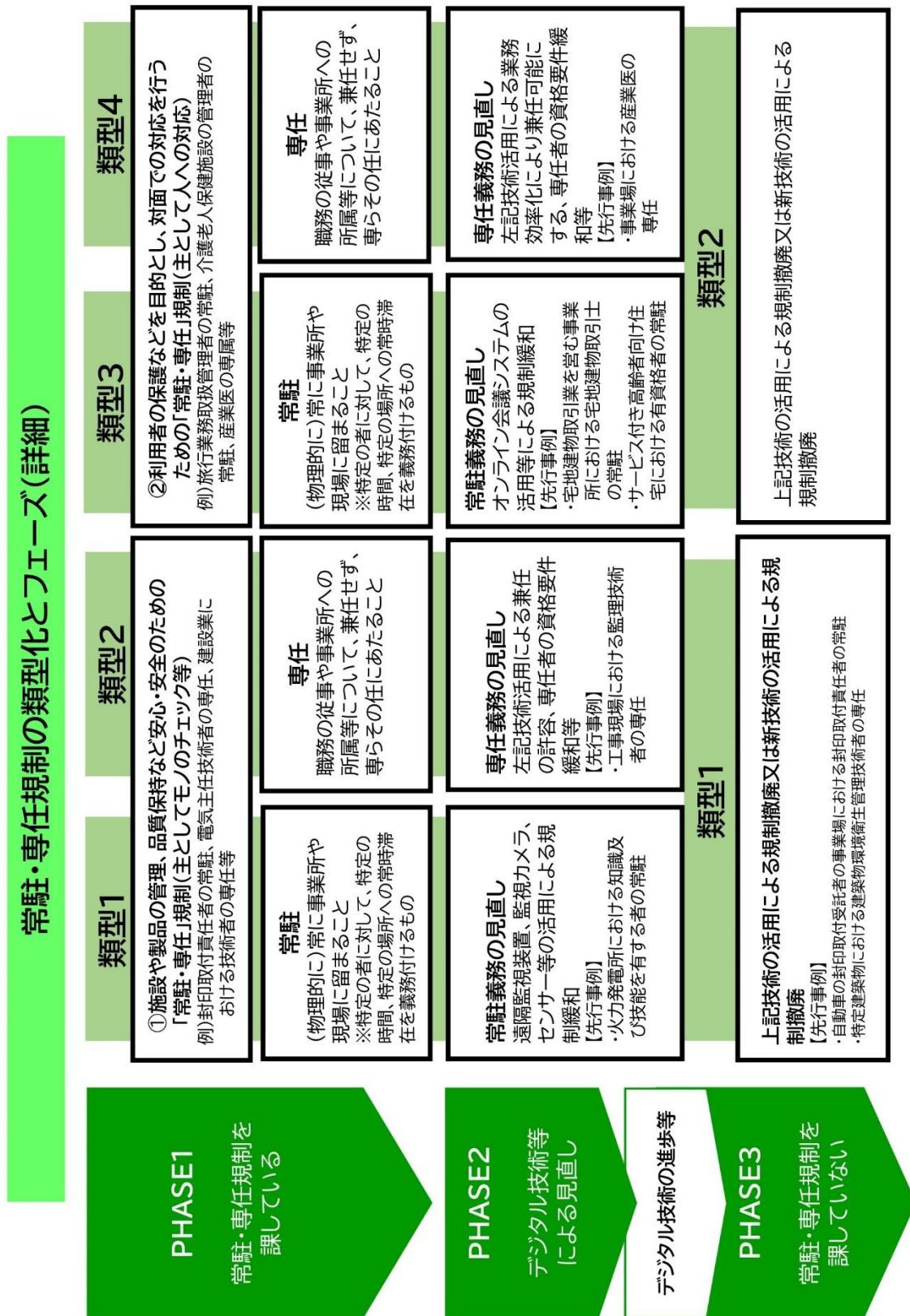
常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度な
リスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替(検査記録の保存等を義務づけ)

例)遠隔監視により大型浄化槽の自主
点検の周期を延長

例)高度な保安を行うプラント事業者等の
認定で行政による定期検査を代替

例)高度な保安を行うLPガス事業者の
自主点検の周期を延長

常駐・専任規制の類型化とフェーズ(詳細)



書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)

PHASE1 紙・人の介在

類型1 講習

類型2 公的証明書等の掲示

類型3 申請等による公的証明書の 閲覧・縦覧

類型4 公的証明書等以外の公的情報の掲示 申請等による公的情報の閲覧・ 縦覧

- ①法令等において、対面で「講習」受講、紙発行の公的証明書等を「掲示」、公的情報を役所等へ訪問して「閲覧」「縦覧」と規定する
②法令等において、「講習」受講、公的証明書等を「掲示」、公的情報を「閲覧」「縦覧」と規定しているが、デジタル原則に適合する手段
が可能かが不明確

PHASE2 デジタル原則に適合 する手段を可とす

※デジタル手続等の実装については、利用者数や費用効果等の状況を鑑みながら検討

類型1 講習

類型2 公的証明書等の掲示

類型3 申請等による公的証明書の 閲覧・縦覧

類型4 公的証明書等以外の公的情報の掲示 申請等による公的情報の閲覧・ 縦覧

- ①オンラインによる講習受講を可とする
例)
・介護支援専門員更新研修
・一級建築士等定期講習
・危機物取扱者保安講習
- ②受講申込のオンライン手続※を可とする
例)一級建築士等定期講習

- ①閲覧等の申請等のデジタル化を可とする
例)
・農業信用基金協会の定款、事業報告書等の閲覧
・食品衛生法における登録検査機関の取扱説明書等の閲覧
- ②閲覧等の申請等のオンライン手続※を可とする

- ①+②の例
・住宅宿泊仲介業約款の公開
・都市計画案の縦覧
・高齢商品取扱業者の業務状況等説明書類の縦覧
- ③インターネットの利用による閲覧等を可とする

類型4 公的証明書等以外の公的情報の掲示 申請等による公的情報の閲覧・ 縦覧

類型3 申請等による公的証明書の 閲覧・縦覧

類型2 公的証明書等の掲示

類型1 講習

7 進行管理

（1）工程表の策定

令和7年度から実施する全庁的な洗い出し・点検に基づき、各規制の見直し工程表を策定する。

（2）各部局等における進行管理

各部局等は、上記（1）工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、各部局長等の下、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

（3）全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し、取組を推進するため、徳島市行財政改革推進本部において、毎年度の進捗管理等を行う。

また、毎年度の進捗状況については、市のホームページ等において公表する。

8 施行日等

- (1) この指針は、令和8年1月16日から施行する。